令和８年 10 月 13 日改定

障がい福祉サービス（居宅介護・同行援護）　重要事項説明書

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

本事業所では、利用者に対して障がい者総合支援法に基づく居宅介護及び同行援護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。
また、未認定の方でも、暫定でのサービス利用が可能となる場合もあります。

１．事業者概要

事業者名称	社会福祉法人　仁摩福祉会
主たる事務所の所在地	島根県大田市仁摩町仁万８４３
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長　石橋　秀利
電話番号	０８５４－８８－９１４１

２．利用事業所

利用事業所の名称	訪問介護事業所しおさい
事業者番号	・居宅介護 平成 18 年 10 月 1 日指定　島根県 3210500041 号 ・同行援護 平成 23 年 11 月１日指定　島根県 3210500041 号 ※対象者区分（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）
所在地	島根県大田市仁摩町仁万８４３
電話番号	０８５４－８８－９１３９
管理者氏名	亀島　景子
事業所が行っている他の業務	・指定訪問介護 平成 12 年４月 1 日指定　島根県 3271700068 号 ・指定介護予防訪問介護相当サービス 平成 29 年４月 1 日指定　島根県 3271700068 号 ・　大田市障がい児者移動支援事業受託 ・　大田市子育て世帯訪問支援事業受託

第三者評価の実施状況	・実施の有無　有 ・実施した直近の年月日　令和 8 年 3 月 18 日 ・実施した評価機関の名称　有限会社　保健情報サービス ・評価結果の開示状況 独立行政法人福祉医療機構の運営する 「福祉保健医療情報ネットワーク（ワムネット）」に掲載

３　事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下、訪問介護員）が、障がいのある方に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の訪問介護員は、障がい者の個人としての尊厳を重視し、且つ心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事その他生活全般にわたり援助を行う。

４．　事業所の職員配置状況

職種	**員数**	職務内容
管理者	１名	職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	１人以上	居宅介護計画等（提供するサービスが指定同行援護の場合は「同行援護計画」を含む）の作成に関する業務の他、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
訪問介護員	2.5 人以上	指定居宅介護、指定同行援護の提供に当たる。
事務	１名	必要な事務処理を行う。

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問介護相当サービス及び障がい福祉サービス（指定居宅介護、指定同行援護）を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

５．主な職種の勤務体制

職　　種	勤　務　体　制	人　員
１．管理者	常勤　　8：15～17：15	1 人
２．サービス提供責任者	常勤　　8：15～17：15	1 人以上
３．訪問介護員	常勤　　8：15～17：15 非常勤　登録ヘルパー	常勤換算 2.5 人以上

６．営業時間及びサービス実施地域

営業日	月曜日～日曜日　12 月 29 日～1 月 3 日を除く
営業時間	8 時 15 分～17 時 15 分 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。
サービス提供時間	7 時 00 分～19 時 00 分
サービス実施地域	大田市

７．主たる対象者

・居宅介護　①身体障がい者　②知的障がい者　③精神障がい者　④難病等対象者
　　⑤障がい児

・同行援護　①視覚障害により移動に著しい困難を有する方

８．サービス内容

【身体介護】

食事介護　　食事の介助を行います。
入浴介護　　入浴の介助を行います。
排泄介護　　排泄の介助、オムツの交換を行います。
清　　拭　　入浴が困難な方を対象に体を拭きます。
体位交換　　体位の交換を行います。
その他　　必要な身体介護を行います。

【家事援助】

買　　物　　利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を代行します。
調　　理　　利用者の食事の用意を行います。
　　（ご家族用の調理は行いません。）
掃　　除　　利用者の居室の掃除を行います。
　　（ご利用者以外の居室、庭等の掃除は行いません。）
洗　　濯　　利用者の衣類等の洗濯を行います。
　　（ご家族分の洗濯は行いません。）
その他　　その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

【通院等介助】

通院にかかる移動の介助、通院先での受診手続き等をおこないます。

【同行援護】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省

令で定める便宜を供与することです。

【サービス従事者の禁止事項】

サービス従事者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

① 医療行為
② 利用者又はご家族等からの金銭又は物品の授受
③ 利用者の家族等に対するサービスの提供
④ 飲酒及び喫煙
⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
⑥ 利用者又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、個人的な営利活動
⑦ その他利用者又は介護者等に対する迷惑行為

９．サービス利用に当たっての留意事項

（１）利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
（２）サービス従事者訪問時には、ペット類はゲージに入れるかリードでつなぐなど、直接触れることのないようお願いいたします。これに反したことにより事故等が発生した場合は、サービスの提供を中止させていただく場合があります。
（３）サービス従事者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
（４）訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。利用者の依頼での買い物、受診等に必要な連絡等を行うための電話等も使用させていただきます。
（５）通院介助や買い物などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費は利用者様のご負担になります。また交通費やお買い物代金はその都度お支払いいただきます。
（６）人権を著しく傷つけるような言動や行為、ハラスメント行為はお止め下さい。
なお、これに反した場合は、サービス提供を中止させてくことがあります。
（７）大雨や台風、地震などの自然災害が発生した場合、安全を考慮して訪問を中止する場合があります。
（８）見守りカメラを設置されているご家庭は、事前にお知らせください。

１０．利用者負担額

※　サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の給付対象となります。介護給付費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者は、利用負担分としてサービス料金の １割（定率負担）を事業所にお支払いいただきます。

令和 8 年 10 月 13 日改定

利用料金

利用料（通常時間帯　8 時 15 分～17 時 15 分）

《居宅介護サービス費》

区分	提供時間 提供時間帯	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満	2 時間以上 2 時間 30 分未満	2 時間 30 分以上 3 時間未満	3 時間以上 921 単位に 30 分増す毎に
居宅における身体介護 通院等介助（身体介護を伴う場合）	算定単位	256 単位	404 単位	587 単位	669 単位	754 単位	837 単位	83 単位追加
	利用料金	2560 円	4040 円	5870 円	6690 円	7540 円	8370 円	830 円追加
	介護給付費	2304 円	3636 円	5283 円	6021 円	6786 円	7533 円	747 円追加
	利用者負担額	256 円	404 円	587 円	669 円	754 円	837 円	83 円追加

家事援助	提供時間 提供時間帯	30 分未満	30 分以上 45 分未満	45 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 15 分 未満	1 時間 15 分 以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 311 単位に 15 分 を増すごとに
	算定単位	106 単位	153 単位	197 単位	239 単位	275 単位	35 単位追加
	利用料金	1060 円	1530 円	1970 円	2390 円	2750 円	350 円追加
	介護給付費	954 円	1377 円	1773 円	2151 円	2475 円	315 円追加
	利用者負担額	106 円	153 円	197 円	239 円	275 円	35 円追加

通院等介助	提供時間 提供時間帯	３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 １時間３０ 分未満	１時間３０分以上 345 単位に 30 分増す ごとに
身体介護を伴わない場合	算定単位	106 単位	197 単位	275 単位	69 単位追加
	利用料金	1060 円	1970 円	2750 円	690 円追加
	介護給付費	954 円	1773 円	2475 円	621 円追加
	利用者負担額	106 円	197 円	275 円	69 円追加

≪同行援護サービス費≫

※区分３の利用者は下記利用料に２０％乗じた額になります。

区分４の利用者は下記利用料に４０％乗じた額になります。

提供時間 提供時間帯	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 2 時間未満	2 時間以上 2 時間半未満	2 時間半以上 3 時間未満	3 時間以上 697 単位に 30 分増すごとに
算定単位	191 単位	302 単位	436 単位	501 単位	566 単位	632 単位	66 単位追加
利用料金	1910 円	3020 円	4360 円	5010 円	5660 円	6320 円	660 円追加
介護給付費	1719 円	2718 円	3924 円	4509 円	5094 円	5688 円	594 円追加
利用者負担	191 円	302 円	436 円	501 円	566 円	632 円	66 円追加

「基本料金」

※ 法定代理受領の場合は、利用料金の 1 割が利用者負担となります。（保険給付の率が 9 割でない場合は、それに応じた割合）

「初回加算」

※ 新規及び長期利用休止後に利用を開始した利用者に対し、サービス提供責任者が初回に属する月に訪問介護を行なった場合、もしくは同行した場合には、初回加算（200 単位）をいただきます。

「特別地域加算」

※ 中山間地域等に居住する方（大田市は全地域対象）にサービスを提供する場合は、特別地域加算（所定単位数 15%増）をいただきます。

「所要時間と加算料金について」

※ 下記の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝　（午前６時　～　午前 8 時 00 分）　25%

夜間　（午後 6 時 00 分～　午後 10 時）　25%

深夜　（午後 10 時　～　午前６時）　50%

「2 人対応料金」

※ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行なう必要がある場合には、利用者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金を頂きます。

「緊急時訪問介護加算」

※ 計画的に予定されていない訪問を、当事業所のサービス提供責任者が、利用者や家族の要請に基づいて緊急対応の必要性を判断し、緊急時の訪問を行なった場合（月 2 回を限度）には、緊急時対応加算（１回につき 100 単位）をいただきます。

「利用者負担額」

※ 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。

「償還払い」

※ 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

「サービス利用に係る実費負担額」

※ サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①通常の実施地域（大田市）以外の地域の方が利用される場合には、交通費実費相当額をいただきます。

通常の実施地域の境界から１キロメートルにつき５０円を積算した額

②「外出介護」や「通院介助」において訪問介護員に公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

「利用者負担額及び実費負担額のお支払方法」

利用者負担額及び実費負担額は、１カ月ごとに計算し、翌月の 15 日までに請求書を送付します。利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに（口座振込、現金支払い等の方法で）支払うものとします。

１１．利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更する事ができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

②市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

③サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の可動状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

１２．サービス利用に関する留意事項

※ 訪問介護員の交替等

① 本契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で訪問介護サービス

事業に従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。

②本契約において「サービス従事者」とは訪問介護員等、事業者が訪問介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。

③利用者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

④事業者は、訪問介護員の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

※　サービスの提供について

①サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、実際の提供に当たっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について充分に配慮します。

②サービス実施の為に必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

※　サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由のより、居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合は、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

１３．受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに訪問介護員にお知らせください。また、担当訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせて頂く場合には、ご提示くださいますようお願いします。

１４．サービスの提供の記録

※　事業者は、サービスの実施ごとに、サービスの内容等を記録し、利用者にその内容の確認を受けることとします。

※　事業者は、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より５年間保管します。

※　事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する居宅介護計画及びサービス提供の記録を閲覧できます。）

※　利用者は、当該利用者に関する第２項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

１５．事故発生時の対応と損害賠償責任

※　事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

※　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第８条３項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と見られる限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

※　事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

１６．衛生管理

（１）訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備等の衛生的な管理を行います。

（２）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催します。

（３）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

（４）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１７．虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

職：リーダー　氏名：亀島　景子

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置しています。

１８．苦情処理の体制

社会福祉法第８２条の規定により、利用者等からの相談（苦情）に適切に対応する体制を整えております。

相談（苦情）については、解決責任者、受付担当者及び第三者委員を置き、利用者等からの相談（苦情）に対応いたします。

（１）　苦情受付担当者　リーダー　　和田　聡美　０８５４－８８－９１３９

（２）苦情解決担当者　管理者　　亀島　景子　　０８５４－８８－９１４１
（３）苦情解決責任者　施設長　　加藤　常徳　　０８５４－８８－９１４１
（４）苦情対応委員会　全職種より代表の職員１０名にて構成
連絡先～社会福祉法人　仁摩福祉会　０８５４－８８－９１４１
（５）　第三者委員　　坂本　弥生　　０８０－２７２３－０４５７
浅原　潤子　　０８０－２７２３－０１６０

利用者相談窓口 （利用に関しての問合せ、変更等）	ご利用時間　平日　午前 8：15～午後 5：15 ご利用方法　電話　0854-88-9139 面接　場所　仁摩福祉会しおさい相談室
大田市役所	ご利用時間　平日　午前 8：30～午後 5：15 ご利用方法　電話　0854-83-8142 大田市役所　高齢･障がい福祉課
島根県国民健康保険団体連合	ご利用時間　平日　午前 9:00～午後 5:00 ご利用方法　電話　0852－21－2811 面接　島根県国保連合会 介護サービス苦情相談窓口
島根県運営適正化委員会	ご利用時間　平日　午前 8：30～午後 5：00 ご利用方法　電話　0852-32-5913 島根県運営適正化委員会

１９．緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従うとともにあらかじめお聞きした連絡先に連絡します。

（対応可能時間）8 時 15 分～17 時 15 分

事業所名称	社会福祉法人　仁摩福祉会
事務所の所在地	島根県大田市仁摩町仁万　843
法人種別	社会福祉法人
管理者	亀島　景子　　電話 0854-88-9139

２０．秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後ももらしません。
個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、

	利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

令和　　年　　月　　日

障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護）の提供に当たり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　名　称　訪問介護事業所しおさい
障がい福祉サービス事業
（居宅介護、同行援護）

管理者名　亀島　景子　印

説明者　所　属　訪問介護事業所しおさい

氏　名　印

私は、本書面により、事業者から障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護）についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者　住　所

氏　名

代筆の場合の代筆者氏名　氏　名　（続柄　）

代理人　住　所

氏　名

（続柄　）